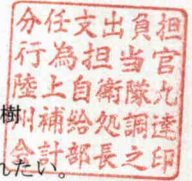


公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊九州補給処
調達会計部長 園田 直樹



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加された。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
5SNE1FB00390	5SNC1AK0611 0001	375013707835	WE-A120010				
品名 または 件名							
かま (中厚刃、刃渡り約190mm、柄約390mm) ほか1件							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり 表1番号8							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
80.00	EA				0		
納地または工事場所				引 渡 場 所			
九州補給処健軍支処保管倉庫				九州補給処健軍支処保管倉庫			
搬 入 場 所				納 期 または 工期			
九州補給処健軍支処保管倉庫				令和8年3月31日 (火)			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊目達原駐屯地 九州補給処 調達会計部 契約課

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。

入札日時場所：令和8年1月19日(月)9時30分 九州補給処総務部管理課糧食班幹部食堂

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札参加資格者

ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結の為に必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

ウ 「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」は令和7・8・9年度を保有し、競争参加可能地域が九州・沖縄の参加資格を有するものであること。

エ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

オ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

カ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は、製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

キ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する旨指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

(2) 入札の方法

ア 同価の場合は抽選により決定する。予定価格に達しなかった場合は、再度入札を実施する。また、郵便による入札参加者が含まれる場合においては令和8年1月23日(金)09時30分に再度入札を実施する。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された当該金額の10%(軽減税率対象品目については8%)に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の110分の100(軽減税率対象品目については108分の100)に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 違約金

- ア 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5以上を違約金として徴収する。
- イ 契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(4) 入札の無効

- ア 入札参加資格の無い者又は参加制限されている者が行った入札
- イ 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札
- ウ 入札執行時刻に遅延した入札
- エ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 契約書等作成の要否

- ア 契約金額が100万円以上は請書、250万円を超える場合は契約書を作成する。
- イ 適用する契約条項
「物品売買契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項」

(6) その他

- ア 公共事業からの暴力団排除を推進するための措置として、九州補給処ホームページ「入札等参加者心得」第9章を確認し、入札書余白に「当社は入札及び契約心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と記載すること。
- イ 入札関係委任を受けた者は、入札前にあらかじめ委任状を提出すること。
- ウ 郵便による入札の場合は、令和8年1月16日(金)17時00分までに必着するように送付すること。その際、送付する封筒の表に「入札件名、○月○日○○○○の入札書在中」と明記するとともに、事前に調達会計部契約課担当まで電話連絡すること。
- エ その他入札及び契約心得を厳守すること。
掲示場所：陸上自衛隊九州補給処調達会計部契約課事務室及び陸上自衛隊九州補給処ホームページ
- オ 「資格審査結果通知書」の写しを入札開始前までに提出すること。
- カ 第7項第1号カの「資本関係又は人的関係のある者」については、入札等参加者心得を参照
- キ 入札室へのパソコン・タブレット・スマートフォン(画面サイズ7.0インチ以上)の持込は禁止

(7) 公告掲示場所

- ア 目達原駐屯地調達会計部
- イ 陸上自衛隊九州補給処ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/dep/index.htm>

(8) 問い合わせ先

- ア 住所等
〒842-0032
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7-1
TEL 0952-52-2161 FAX 0952-52-3748
- イ 入札に関すること
九州補給処調達会計部契約課 第1契約班 担当 酒井 (内線2317)

調達要求番号: 5SNCLAK0611

陸上自衛隊仕様書			
物品番号	5180-139-6971-5	仕様書番号	
掩体構築セット		WE-A120010	
		作成	令和 7年 9月 4日
		変更	令和 年 月 日
		作成部隊等名	九州補給処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する掩体構築セット(以下, “セット” という。)について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

JIS A 8902	ショベル及びスコップ
JIS B 4604	モンキレンチ
JIS B 4630	スパナ
JIS B 4636-1	ソケットレンチ-12.7角ドライブ
JIS B 4643	ボルトクリップ
JIS B 7512	鋼製巻尺
JIS B 7522	繊維製巻尺
JIS B 7534	金属製角度直尺
JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材
JIS G 3201	炭素鋼鍛鋼品
JIS G 4051	機械構造用炭素鋼鋼材
JIS G 4401	炭素工具鋼鋼材
ISO 9001	品質マネジメントシステム要求事項
NDS Z 8011	角形銘板

b) 仕様書

DSP K 5218	鉛・クロムフリー外部用フタル酸樹脂エナメル(半つや)
GLT-CG-Z000001	陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
HE-A138001	穿孔器(人力式)
GE-B369501	チェンのこ
GE-C610024	発動発電機(小型)

2 製品に関する要

2.1 一般的要求事項

この仕様書に規定していない事項は、製造業者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

2.2 構成

構成は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。

表1-構成

番号	品名	数量	規格など
1	一輪車	2	積載荷重980 N以上、3才深型とする。
2	オイル(油差し)	2	樹脂製、ラップ型、容量200 ccを標準とする。
3	おの	4	a) 頭部質量2.3 kgを標準とする。 b) 刃先保護用刃当て(容易に脱落しない。)付き c) 地金材質 JIS G 3101のSS330を標準とする。 d) 刃金材質 JIS G 4401のSK95を標準とする。 e) 木柄(カシ又はこれに準ずる堅木とし、長さ850 mmを標準とする。)付き
4	おの柄	1	a) 番号3の適合品とする。 b) 木柄は、カシ又はこれに準ずる堅木とし、長さ850 mmを標準とする。
5	かけや ウレタン製	4	a) 頭部質量4.5 kg及び頭部径100 mmを標準とする。 b) 木柄(カシ又はこれに準ずる堅木とし、長さ900 mmを標準とする。)付き c) 頭部は、金属製くさびで固定する。
6	平バール	2	鋼製、全長750 mmを標準とし、一端は平形とする。
7	金てこ	2	全長1500 mm及び柄部最大径35 mmを標準とする。
8	かま 中厚刃	10	a) 刃渡り190 mmを標準とする。 b) 刃当て付き c) 木柄(長さ390 mmを標準とする。)付き
9	金属製角度直尺	1	曲尺、JIS B 7534 A形500 mmとする。
10	コンベックスルール	4	JIS B 7512 1級5.5 mとする。
11	射界清掃機	2セット	a) 刈払機、空冷ガソリン機関、背負い式、排気量30 cc以上 b) 附属品 ^{a) b)} は、次による。 1) 草刈り用8枚刃(φ230 mm以上)×1 2) 丸のこ刃(φ230 mm以上)×1 3) ナイロンカッター(ナイロンロープ付)×1 布製収納袋(附属品収納用)×1

表1-構成(続き)

番号	品名	数量	規格など
12	収容箱(手動工具・整備資材用)	2	a) 2.4による。番号2～番号4, 番号6, 番号8～番号10, 番号16～番号19, 番号22～番号24, 番号31～番号32, 番号35～番号37及び番号39～番号45を収容 b) 分散番号1/2及び2/2を収容箱上面に, 収容品目数量表を収容箱の蓋内面に表示する。
13	収容箱(電動工具用)	2	a) 2.4による。番号25～番号30を収容する。 b) 分散番号1/2及び2/2を収容箱上面に, 収容品目数量表を収容箱の蓋内面に表示する。
14	背負子	1	耐食アルミニウム製, 高さ800 mm×幅370 mm×荷台奥行200 mmを標準とし, 耐荷重588 N以上, 質量2 kg以下とする。
15	ショベル 丸形	20	JIS A 8902 丸形2番 木柄とする。
16	垂球	2	a) 質量300 gを標準とする。 b) ひも長さ調整金具及び組ひも付き c) 収納用ケース付き
17	水平器	2	アルミニウム製, 長さ600 mmを標準とする。
18	スパイキ	4	a) 鋼製, 全長320 mm及び中央部径15 mmを標準とする。 b) 手曲がり付き
19	スラントルール	2	a) 指針型(マグネット付), 底辺寸法240 mmを標準とする。 b) 収納用ケース付き
20	穿孔器(人力式)	1セット	HE-A138001による。
21	チェンのこ 1形	4セット	GE-B369501による。 種類は, チェンのこ1形とする。
22	手おの	2	a) 頭部質量500 gを標準とする。 b) 刃先保護用刃当て(容易に脱落しない。)付き c) 木柄(カシ又はこれに準ずる堅木とする。)付き
23	のこぎり(替刃式)	4	a) 木工用, 刃長300 mmを標準とする。 b) 柄付き c) さや付き
24	のこぎり替刃	4	刃長300 mmを標準とする。

表1-構成(続き)

番号	品名	数量	規格など
25	電気インパクトレンチ	4セット	<p>a) 単相100 V(50/60 Hz)</p> <p>b) 最大締め付けトルク294 N・m以上, 12.7 mm角ドライブ</p> <p>c) 附属品^{a)}^{b)}は, 次による。</p> <p>1) 六角ソケット19 mm, 21 mm, 22 mm, 23 mm, 24 mm, 26 mm, 27 mm及び30 mm×各1</p> <p>2) ロングソケット19 mm, 21 mm, 22 mm, 24 mm, 26 mm及び30 mm×各1</p> <p>3) ユニバーサルジョイント×1</p> <p>4) ソケット類用収納箱 鋼製×1</p>
26	電気かんな	1セット	<p>a) 単相100 V(50/60 Hz)</p> <p>b) 最大切削幅136 mm/深さ3 mm以上</p> <p>c) 替刃式</p> <p>d) 附属品^{a)} 収納箱(附属品及び予備品収納用, 鋼製又はプラスチック製)×1</p> <p>e) 予備品^{a)} かんな刃(2枚入り)×1</p>
27	電気グラインダ	1セット	<p>a) 単相100 V(50/60 Hz)</p> <p>b) 卓上両頭型(砥石外径125 mm以上)</p> <p>c) 附属品^{a)} 研磨砥石(荒目, 仕上げ)×各1</p>
28	電気ジグソー	1セット	<p>a) 単相100 V(50/60 Hz)</p> <p>b) 無段変速, 切断能力 木材50 mm以上/軟鋼板6 mm以上</p> <p>c) 附属品^{a)} ブレード(鉄工用, 木工用, 新建材用)×各10</p>
29	電気ドリル	1セット	<p>a) 単相100 V(50/60 Hz)</p> <p>b) 穴あけ能力 木工30 mm以上/鉄工13 mm以上</p> <p>c) 附属品^{a)}は, 次による。</p> <p>1) チャックハンドル×1</p> <p>2) デプスアジャスタ×1</p> <p>3) 補助ハンドル×1</p> <p>4) 収納箱(附属品収納用, 鋼製又はプラスチック製)×1</p> <p>5) 木工用ドリルは, ドリル本体に適合するシャンク径とする。</p> <p>9 mm, 12 mm, 15 mm, 18 mm, 21 mm, 24 mm, 27 mm, 30 mm, 33 mm及び36 mm×各1</p>

表1-構成(続き)

番号	品名	数量	規格など
29	電気ドリル(続き)	—	6) 鉄工用ドリルは、ドリル本体に適合するシャンク径とする。 2 mm, 3 mm, 4 mm, 5 mm, 6 mm 7 mm, 8 mm, 9 mm, 10 mm, 11 mm 12 mm, 13 mm, 14 mm, 15 mm及び16 mm×各1
30	電気丸のこ	2セット	a) 単相100 V(50/60 Hz) b) 切り込み深さ 68 mm/90° 及び46 mm/45° 以上 c) のこ刃径190 mm d) 附属品 ^{a) b)} のこ刃(縦横兼用刃)×3
31	検電ドライバーセット	2セット	a) ドライバー6本組, 差替え式 b) 検電範囲は, 交流最小値100 V以下, 最大値220 V以上, 直流最小値100 V以下, 最大値300 V以上とする。 c) ケース付き
32	なた	4	a) 刃渡り200 mmを標準とする。 b) 木柄(長さ180 mmを標準とする。)付き c) さや(ベルト通し幅70 mmを標準とする。)付き
33	発電機	2セット	GE-C610024による。 a) 種類は, 2 kVAとする。 b) 機関は, ガソリンとする。 c) 出力方式は, 単相とする。 d) 周波数は, 調達要領指定書によって指定する。 e) 型式は, 開放型とする。
34	ポール	4	a) 測量用, 2 m, 伸縮式 b) 収納袋付き
35	保護めがね	4	a) 樹脂製, 曇り止め加工レンズとする。 b) 眼鏡の上から装着可能とする。
36	ボルトクリッパ	2	JIS B 4643 450 mmとする。
37	巻尺	2	ガラス繊維製, JIS B 7522 1種1級, 30 m
38	マトック(バチヅル)	6	a) 頭部質量2.7 kgを標準とする。 b) 材質は, JIS G 3201のSF540Aを標準とする。 c) 木柄(カシ又はこれに準ずる堅木とし, 長さ910 mmを標準とする。)付き
39	マトック柄	1	a) 番号38の適合品とする。 b) カシ又はこれに準ずる堅木とし, 長さ910 mmを標準とする。

表1-構成(続き)

番号	品名	数量	規格など
40	水糸	2	a) 糸の太さ極太(1.2 mm~1.3 mm), 長さ100 m~160 mとする。 b) 木綿又はナイロン糸(白又は黄)とする。 c) リール付き
41	木工ハンマ	4	a) 両口げんのう, 頭部質量700 gを標準とし, 材質は J I S G 4 0 5 1 の S 5 5 C 又は同等以上とする。 b) 木柄(カシ又はこれに準ずる堅木とし, 長さ360 mmを標準とする。)付き
42	木工ハンマ柄	4	a) 番号41の適合品とする。 b) カシ又はこれに準ずる堅木とし, 長さ360 mmを標準とする。
43	モンキレンチ	2	a) J I S B 4 6 0 4 又は同等以上とする。 b) 強力級, 300 mm
44	ラチェットハンドル	2	a) 12.7角 b) J I S B 4 6 3 6 - 1 適合品又は I S O 9 0 0 1 認定製造業者にて製造されたものとする。
45	両口スパナセット	2セット	a) J I S B 4 6 3 0 普通級 b) 6本組(8×9, 10×12, 12×14, 14×17, 19×21, 23×26) c) 収納袋又は収納ケース付き
46	木製マレット	3	a) 頭部径150 mm及び頭部長220 mmを標準とする。 b) 頭部両端帯輪付き c) 頭部は, カシ又はこれに準ずる堅木とし, 割れ及びひびがない良質なものとする。 d) 木柄(カシ又はこれに準ずる堅木とし, 長さ900 mmを標準とする。)付き
47	木製マレット柄	3	a) 番号46の適合品とする。 b) カシ又はこれに準ずる堅木とし, 長さ900 mmを標準とする。
48	コードリール	1	a) 50 m(VCT 2.0 mm 2×3心)防雨型とする。 b) コンセント3個(定格2P, 15 A, 125 V)付きとする。
注 ^{a)} 標準附属品及び予備品に含まれる場合を除く。			
注 ^{b)} 附属品及び予備品の数量は, 製品1台当たりの数量とする。			

2.3 材料

材料は, 日本産業規格品又は同等以上するほか, 製造業者が規定する仕様及び社内規格とする。

2.4 構造・形状・寸法

構造、形状及び寸法は、表1の規格などによる。

なお、収容箱は、図1及び図2を標準とし、製作要領は、附属書Aによる。細部は、承認図面による。

2.5 外観

外観は、使用上有害なきず、割れ、さび、まくれその他の欠陥がなく、各部の仕上がりを良好とする。

2.6 製品の表示

製品の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。細部は、承認図面による。

- a) 発電機本体に、NDS Z 8011に示す1種銘板を取り付ける。品名及び物品番号は、表2による。

表2—品名及び物品番号

品名	物品番号
発電機(掩体構築セット)	6115-139-9409-5

- b) 収容箱上面に、GLT-CG-Z000001の図1に示す物品管理区分標識“施設器材”及び品名を黒色塗料で表示し、品名は、次による。

- 1) 表1の番号12の収容箱(手動工具・整備資材用)は、掩体構築セット(手動工具・整備資材用)とする。
- 2) 表1の番号13の収容箱(電動工具用)は、掩体構築セット(電動工具用)とする。

- c) 操作、安全に関する表示、標識などは、日本語又は英語によって表示する。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

4.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z000001の4.2による。

5 その他の指示

5.1 附属品・予備品

附属品及び予備品は、製造業者が規定する仕様及び社内規格による標準附属品及び予備品とするほか、表1による。

5.2 承認用図面

契約の相手方は、GLT-CG-Z000001の箇条6によって2.4、2.6その他必要な事項についての承認用図面(カタログなどでも可)並びにA.5の色見本各3部を契約担当官等に提出し、承認を受ける。

5.3 納入書類

5.3.1 添付書類

契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表3の書類をセットごとに添付する。

表3-添付書類

番号	名称	数量	媒体種類	摘要
1	取扱説明書 a)	1	紙	GLT-CG-Z000001の7.1 a)による。必要とする品目は、表1の番号11, 番号21, 番号25～番号31及び番号33とし、まとめて編てつする。日本語版とする。
2	整備資料 (第1種) a)	1	紙	GLT-CG-Z000001の7.2 a)による。必要とする品目は、表1の番号11, 番号21及び番号33とまとめて編てつする。日本語版とする。
3	部品表(第1種) a)	1	紙	GLT-CG-Z000001の7.3 a)による。必要とする品目は、表1の番号11, 番号21, 番号25～番号30及び番号33とし、まとめて編てつする。日本語版とする。
注 ^{a)} 合冊することができる。				

5.3.2 提出書類

契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、製品納入時、陸上自衛隊九州補給処装備計画部施設課に表4の書類を提出する。ただし、過去に納入実績があり、前回納入時と変更がない場合は、官側の承認を受けて省略することができる。

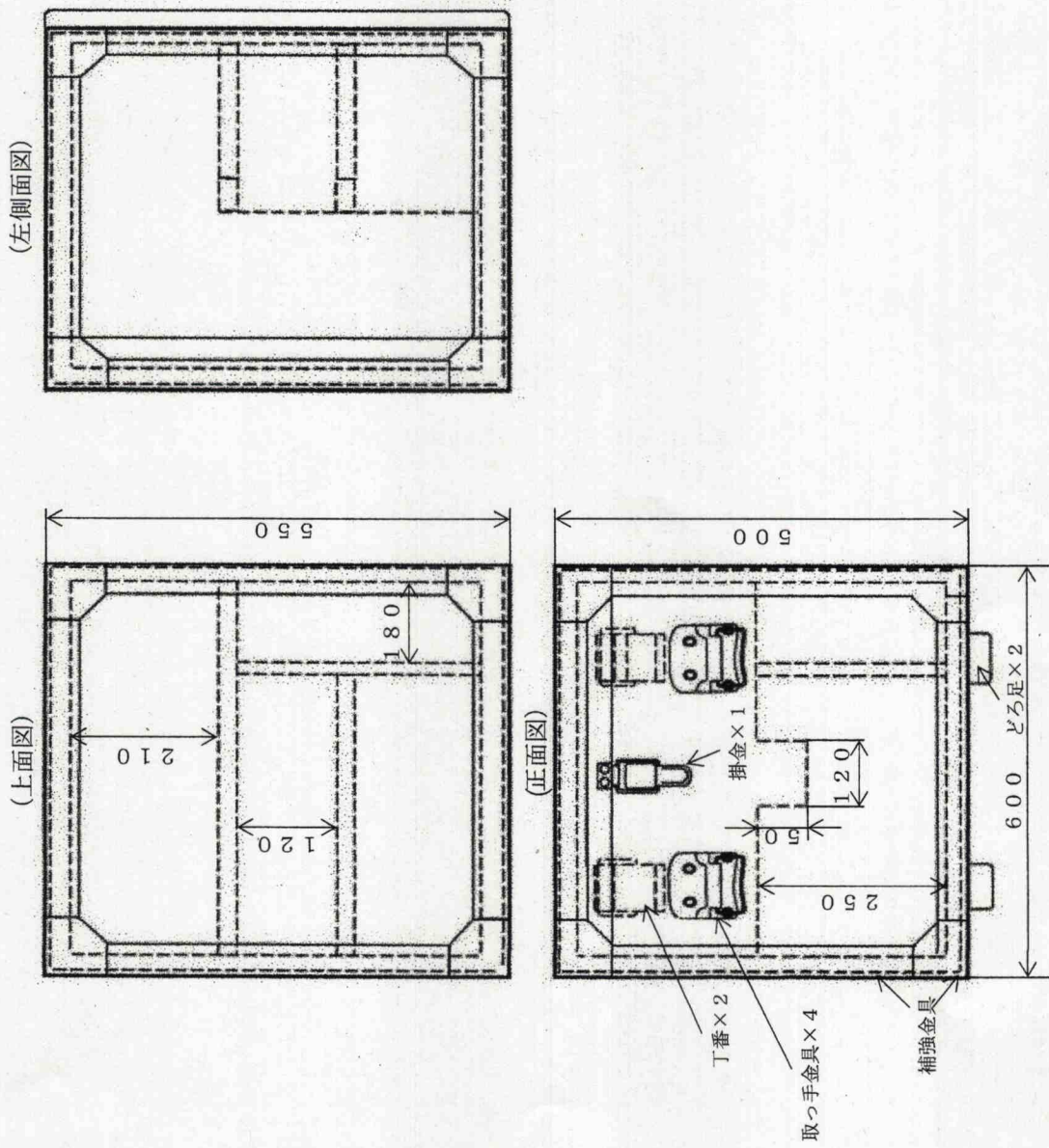
表4-提出書類

番号	名称	数量	媒体種類	摘要
1	取扱説明書 a)	1	紙	GLT-CG-Z000001の7.1 a)による。必要とする品目は、表1の番号11, 番号21, 番号25～番号31及び番号33とし、まとめて編てつする。日本語版とする。
2	整備資料 (第1種) a)	1	紙	GLT-CG-Z000001の7.2 a)による。必要とする品目は、表1の番号11, 番号21及び番号33とまとめて編てつする。日本語版とする。
3	部品表 (第1種) a)	1	紙	GLT-CG-Z000001の7.3 a)による。必要とする品目は、表1の番号11, 番号21, 番号25～番号30及び番号33とし、まとめて編てつする。日本語版とする。
注 ^{a)} 合冊することができる。				

5.4 仕様書に関する疑義

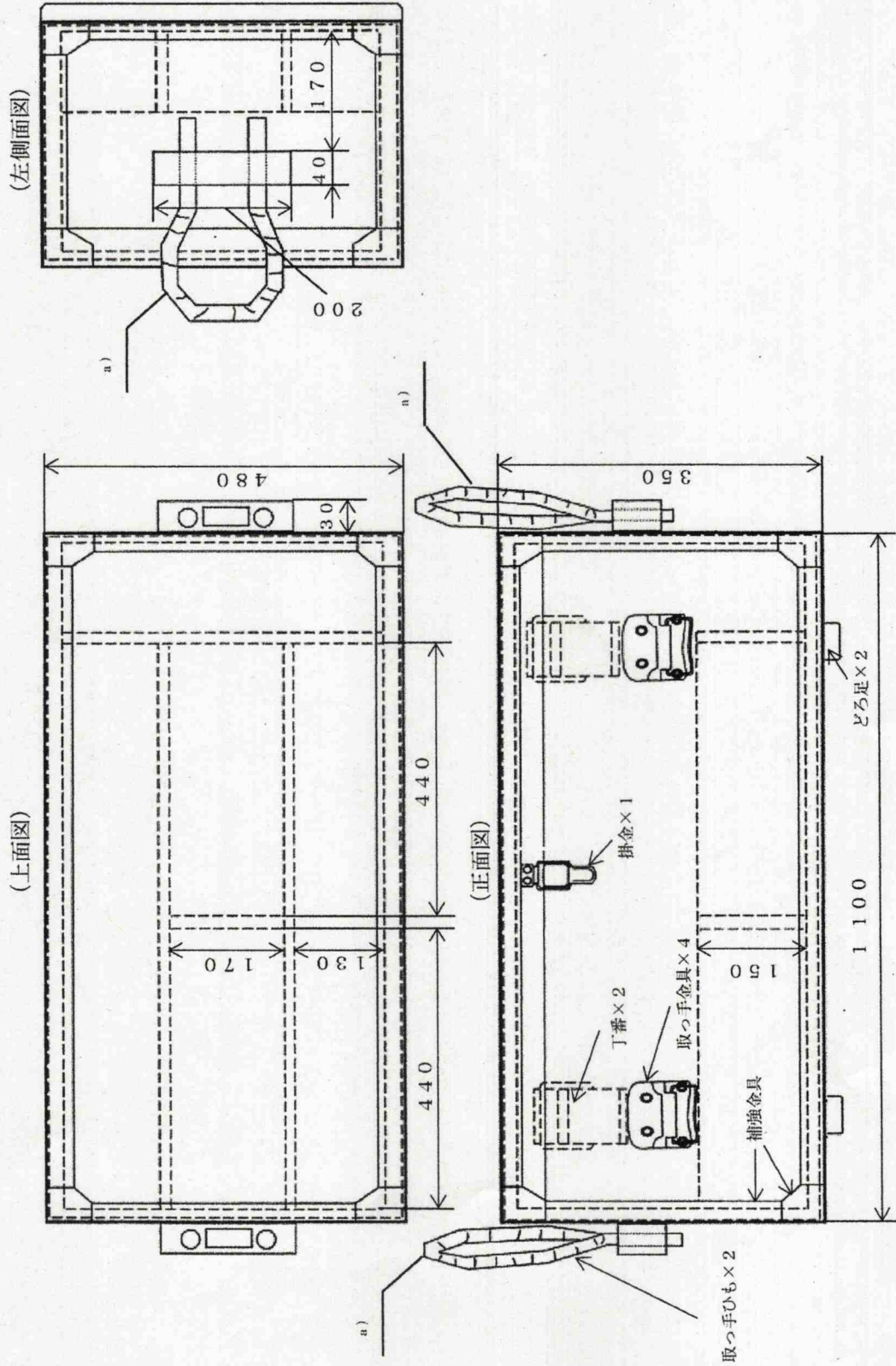
この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

単位 mm



注記 この図は一例を示すもので、特定の製品を示すものではない。
図1-構造、形状及び寸法 [収容箱 (電動工具用)]

単位 mm



注記 この図は一例を示すもので、特定の製品を示すものではない。
注^{a)} 取っ手ひもは、強固かつ、つかみやすい長さとする

図2 一構造、形状及び寸法 [収容箱 (手動工具・整備資材用)]

附属書 A
(規定)
収容箱の製作要領

A.1 適用範囲

この附属書は、2.4の収容箱の製作要領について規定する。

A.2 共通事項

共通事項は、次による。

- a) 収容箱は、収容品の質量、寸法などを勘案して強固に製作する。
- b) 収容箱の各りょう部は、アングル材などの金具で補強する。
- c) 収容箱の底面には、どろ足を取り付ける。

A.3 材料

材料は、次による。

- a) 木材は、ラワン材又は同等以上の節のない良質なものとし、製作後に狂いが出ないようによく乾燥されたものを使用する。また、合板を使用するときは、耐水性があるものを使用する。
- b) 収容箱の補強に使用するアングル材、取っ手、留め具、丁番、木ねじ、リベット、ボルト、ナット、座金などの金具類は、日本産業規格適合品又は同等以上のものを使用する。
- c) 板厚は、側板21 mm、天板及び底板15 mm、仕切板15 mmを標準とする。

A.4 加工方法

A.4.1 木部

木部は、次による。

- a) 木材は、全て両面をかな又はやすり仕上げを行い、収容箱の各りょう部及び角部は補強金具を取り付ける前に面取りを行う。
- b) 各部材の組立ては、木工用接着剤を使用し、その上から木ねじなどで固定する。
- c) 板材をはぎ合わせて使用する場合は、隙間、段違いなどができないようにさねはぎなどの加工を行った後、接着剤を用いて強固にはぎ合わせる。
- d) 内部の仕切板、防振材などは、特に指示がある場合のほかは、内容品の形状、質量などを勘案して適宜に設ける。

A.4.2 金具類

金具類は、次による。

- a) 木ねじなどの呼び及び長さは、十分な強度を保持するよう板厚に適合するものを選定する。
なお、木ねじの間隔は、仕切板、補強金具などの取付け位置に合わせて適宜に調節する。
- b) 本体と蓋の接合面には、ゴムなどのパッキング材を使用して、防水性、防音性などに考慮する。
- c) 丁番、掛金、取っ手金具及び取っ手ひもは、2.4によって取り付ける。
- d) 本体と蓋には、丁番部の破損を防ぐために開き止めを設ける。

A.5 塗装

塗装は、次による。細部は、色見本による。

- a) 木部の塗装は、下地処理を行った後、むらがないように仕上げる。
- b) 金属部分は、事前に防せい処理を施した後、DSP K 5218の色番号2314(OD色 7.5Y 3/1)で塗装する。
- c) 収容箱外面は、DSP K 5218の色番号2314(OD色 7.5Y 3/1)で塗装する。
- d) 収容箱内面は、ニス仕上げとする。

調達要領指定書	調達要求番号	5SNC1AK0611
	調達要求年月日	令和7年12月1日
	作成部課	装備計画部 施設課
	作成年月日	令和7年11月18日
品名	射界清掃機	
仕様書番号	WE-A120010	

指定事項

2.6 製品の表示

射界清掃機の銘板は、下記のとおりとする。

防衛省		
射界清掃機（掩体構築セット）		
物品番号		3750-139-9407-5
取得番号		[]
製造番号		[]
2025年 [] 月製		
○○○○○○○○○会社納		

5 その他の指示

契約相手方は、九州補給処装備計画部施設課から「器材番号（取得番号）付与・確認通知書」を受領し、必要事項を記入して、製品納入先に送付する。

6.2.2 提出書類

提出書類は、省略する。